

農地転用許可等に関する権限が 埼玉県から川口市に移譲されました

平成31年4月1日から

＜農地転用許可申請の流れ＞

新たに必須
となります

① 事前相談（毎月第1水曜日締切）
※事前相談時に申請書及び添付書類を用意



※事前相談後、不足書類など用意



② 農地転用許可申請書提出（毎月第2水曜日締切）



現地調査及び関係機関等へ聞き取り



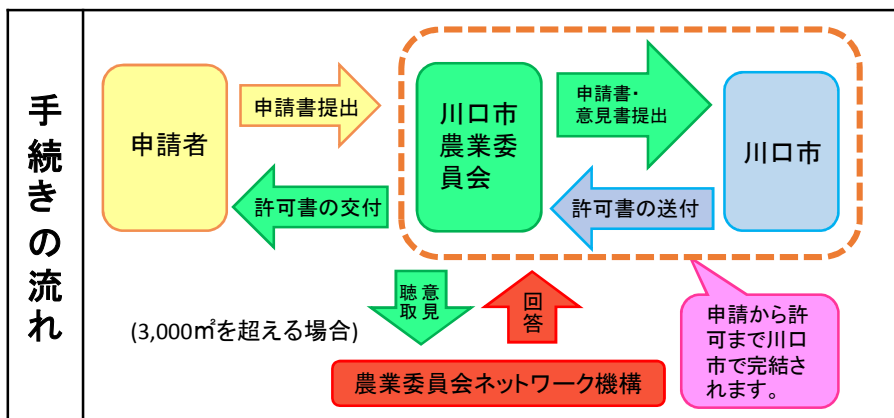
③ 農業委員会会議（原則月末水曜日）

毎月11日から
変更となります

- 申請する場合は上記のとおり、各締切日が設定されています。
- 補正が必要な場合はこのスケジュールのとおり許可にならないこともありますのでご了承ください。

＜川口市に移譲される権限の概要＞

農地法 条項	内 容	許可権者	
		（移譲前）	（移譲後）
4条	農地を自ら転用する場合に要する許可	県知事	川口市長
5条	権利の移転・設定を伴う農地転用を行う場合に要する許可		
18条	農地の賃貸借の解約等の許可		
49条	職員による農地への立入調査		
50条	農業会議等関係機関へ報告を求めること		
51条	違反転用に対する処分に関すること		



■お問合せ先

農業委員会事務局
電話 048-258-7922
FAX 048-259-2622

※詳細についてはお問合せ
ください